

様式第 16 号(第 15 条関係)

開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名	米子市二本木 1 1 1 1 番地 1		地 位 の 承 継	承 継 人 の 住 所 及 び 氏 名		
	本城硝子建材商事株式会社 代表取締役 本城 謙始					
開 発 許 可 の 年 月 日 及 び 番 号	平成 2 8 年 7 月 1 日 建指起第 1 4 5 3 号 - 2			承 継 (受 理) 年 月 日	承 継 の 原 因	
許 可 内 容	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	米子市 上福原六丁目 2 0 0 1 番 2 0 0 2 番				備 考 1 市街化調整区域の場合その該当する許可基準等 2 許可条件 (1)この許可に係る行為については、農地法その他の法令による 必要な許可を受けた後に着手すること (2)開発行為に関する工事が完了したときは、速やかに工事完了 届を提出し、検査を受けるとともに、公共施設の帰属がある 場合は、公共施設管理者に帰属申込書を提出すること (3)万一当該開発行為を中断又は廃止することになった場合は、 適切な防災措置を講じた上、速やかに米子市に届けること (4)法第 3 6 条第 3 項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、 又は特定工作物を建設することはできません
	開 発 区 域 の 面 積	2, 6 7 4. 2 1 m ²	工 区 別 面 積			
	予 定 建 築 物 等	専用住宅 (宅地分譲) (自己用以外)				
	法 第 4 1 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 制 限 の 内 容					
変 更 許 可	年 月 日	変 更 の 内 容				
完 了 検 査	工 区 名	検 査 年 月 日	検 査 済 証	完了公告の年月日及び番号		
		平成 2 8 年 9 月 1 日	平成 2 8 年 9 月 9 日 建指起第 2 5 7 8 号 - 3	平成 2 8 年 9 月 2 9 日 第 2 0 1 号		